

**「2訂版 わかりやすい古物営業の実務」(平成23年6月1日発行)を
ご購入いただいた皆様へ**

平成23年4月1日から、登記事項証明書等の交付請求をする場合の手数料が改定されました。また、手数料の納付は、登記印紙に代えて収入印紙を使用することとなりました(引き続き登記印紙も使用することができます)。

これに伴いまして、古物営業の許可を受けるに当たって必要な登記事項証明書(登記されていないことの証明書)の手数料が下記のとおり変更となります。

つきましては、大変お手数ではありますが、本書該当箇所を下記のとおり訂正し、ご使用くださいますようお願い申し上げます。

記

手数料の改定

	改定前	改定後
登記されていないことの証明書	400円	300円

なお、手数料の納付は、収入印紙を使用。

本書の訂正

- ・95頁 Q13の[A] 17行目「3 印紙の貼付」から以下の8行を次のとおり訂正してください。

3 印紙の貼付

証明申請書には、証明書1通につき300円の収入印紙を所定の箇所に貼付してください。

収入印紙は、郵便局、一部のコンビニエンスストア等で入手できます。

なお、登記印紙も従来どおり使用することができます。また、収入印紙と登記印紙を組み合わせで使用することもできます。

- ・97頁～99頁 証明申請書の書式の印紙貼付欄が変更されました。

お手数ではございますが、法務省ウェブサイトをご覧ください。

(<http://www.moj.go.jp/content/000072231.pdf>)

以上